

事務連絡
令和8年2月16日

介護支援専門員 様

度会広域連合

認定調査員新規研修会の開催について

平素は要介護認定業務等にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
見出しの件につきまして、別紙 1-①の写しの通り、県庁より開催の案内がありました。
受験希望者は各自で研修を実施し、受験完了者は「テスト受験結果」及び別紙 1-②の申込書を添付し、下記メールアドレスまで送信していただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、県庁へ提出の都合上、令和8年3月27日(金)までにご報告ください。令和8年4月以前に登録証の発行を希望される方につきましては、度会広域連合までお問合せ下さい。

また、管内で生活をされている管外（伊勢市や松阪市など）の被保険者に関する認定調査について、管外の保険者様には認定調査の委託先として管内事業所様をご案内させていただいております。新たに認定調査員となられた方につきましては、認定調査受託可能な場合は別紙 1-③にてご回答くださいますようお願いいたします。

度会広域連合 山本

TEL : 0596-62-2300

FAX : 0596-63-0200

Mail:watakou01@w-rengou.jp



事務連絡
令和8年1月21日

各保険者・広域連合
介護保険（要介護認定）担当課長 様

三重県医療保健部長寿介護課長

認定調査員新規研修会の開催について

このことについて、下記のとおり研修会を開催しますので、関係者の出席についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 研修方法

別添1「認定調査員新規研修会開催要領」のとおり

- (1) 三重県医療保健部長寿介護課が web 上で公開している動画教材の視聴
(<https://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/v1003200005.htm>)
- (2) 要介護認定適正化事務局が web 上で公開している動画教材の視聴
(<https://nintei.net/material1/>)
- (3) e-ラーニングシステム^{*1}上の学習教材の視聴及び同システムのテストの受講
^{*1}e-ラーニングシステムについては、別添の操作マニュアル等を参照してください。

2 対象者

- ・各保険者等の新規担当職員・新規嘱託職員
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域包括支援センターに所属する介護支援専門員
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）介護支援専門員であって介護保険法施行規則第40条第5項の要件を満たす者
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者（「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号、厚生労働省老健局長通知）に規定されるものに限る。）
- ・各保険者等担当職員

3 内容

- (1) 要介護認定の基本的な考え方について
- (2) 認定調査の実施及び留意点について
- (3) 介護認定審査会における認定調査の役割について

4 研修修了に係る情報提供

- ・研修後に「三重県要介護認定調査員研修修了者登録証」を交付します。
- ・研修修了者の一覧を、必要に応じて各保険者等に情報提供します。なお、一覧に掲載する内容は次のとおりとします。「修了者の『勤務先等の名称及び

所在地』、『介護支援専門員資格の有無』、『申込市町名』^{※2}

^{※2}氏名・生年月日・介護支援専門員番号は掲載しません。

5 研修の流れと手続きについて

- (1) 受講者は、三重県医療保健部 長寿介護課が web 上で公開している下記動画教材を視聴する。
(<https://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/v1003200005.htm>)
 - ① 「認定調査の基本的な考え方」講義動画（1時間程度）
- (2) 受講者は、要介護認定適正化事務局が web 上で公開している下記動画教材を全て視聴する。(<https://nintei.net/material1/>)
 - ② 「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画(20分10秒)
 - ③ 「一次判定ソフトの役割と仕組み」解説動画(12分3秒)
- (3) 受講者は、同ホームページ上にある「eラーニング」メニューの「新eラーニングシステム受講申込」→「認定調査員の方はこちら」から、メールアドレスをeラーニングシステムに登録
- (4) 受講者は、申込フォームに名前等登録し、ログインID・パスワード発行（ご登録いただいたメールアドレスに、eラーニング受講案内が送信されます。）
- (5) 受講者は、(4)にて送付されたログインID・パスワードにより、eラーニングシステムにログインし、下記の①から④を順番に受講する。
 - ① 事前アンケート
 - ② 全国テスト
 - ③ 学習教材（動画教材）視聴
 - ④ 問題集（20問ずつ出題）^{※3}

^{※3}全国テストの得点によって取り組む問題数が異なりますのでご注意ください。

【全国テスト75点以上の受講者】

- (ア) 「認定調査の基本的な考え方（1）（2）」
- (イ) 「能力で評価する調査項目（1）（2）」
- (ウ) 「介助の方法で評価する調査項目（1）（2）」
- (エ) 「有無で評価する調査項目（1）（2）」
- (オ) ランダム問題集
- (カ) 初学者問題集

【全国テスト75点未満の受講者】

上記（(ア)～(カ)）

(キ) 平成28年度～令和6年度重点問題集

- (6) 受講者は全ての講座の受講を終え、全国テスト及び該当する問題集の受験が終わったら、受験結果を別紙の手順に沿ってデスクトップに保存する。保存した「テスト受験結果」^{※4}を保険者へ提出する。
保険者・広域連合は、研修修了した受講者を「認定調査員新規研修会受講申込書」にとりまとめ、受講者から提出された「テスト受験結果」を添付し、下記提出フォームより県長寿介護課に提出する。（令和8年3月31日（火）期限）^{※5}

○提出フォーム（インターネット）：<https://logoform.jp/f/X1G4x>

○提出フォーム（L G W A N）：

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/f/X1G4x>

※⁴認定調査員向け受講の受講率が100%、かつ、受講しなければならないテスト全てが75点以上であることが、確認できるもののみ有効とします。

※⁵令和8年3月31日(火)までであれば、複数回提出いただくことも可能です。(例えば、より早く登録証の配布を希望する場合等。)

(7) 県長寿介護課から登録証を保険者・広域連合あて送付し、保険者・広域連合から受講者あて配布する。

6 テキスト配布希望者数の報告

認定調査員新規研修受講者を対象として、認定調査員テキスト、介護認定審査会委員テキストを認定審査会事務局あて配布します。

なお、配布可能な冊数に限りがあり、3部までとなりますことをご容赦ください。配布を希望される場合は、下記リンクにより令和8年2月18日(水)までにご報告ください。また、テキストは厚生労働省ホームページよりダウンロードが可能となっています。

●認定調査員テキスト2009・介護認定審査会委員テキスト2009改訂版

厚生労働省要介護認定適正化事務局ホームページ：

https://nintei.net/researcher_text/

●希望数報告

報告フォーム(インターネット)：<https://logofom.jp/f/mfQ0n>

報告フォーム(LGWAN)：<https://tb.logofom.st-japan.asp.lgwan.jp/f/mfQ0n>

<事務担当>

〒514-8570 三重県津市広明町13 四階

長寿介護課 地域包括ケア推進班 酒徳

TEL：059-224-3327

FAX：059-224-2919

e-mail：chojus@pref.mie.lg.jp

認定調査員新規研修会開催要領

1 目的

認定調査に従事する者又は従事する予定の者が要介護（要支援）認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施できるよう、認定調査票の基本調査項目の適切な選択肢の選び方や適切な特記事項の書き方を習得すること等を目的とする。

2 受講対象者

原則、認定調査を実施したことがない者で、今後、認定調査に従事する者または従事する予定の以下の者

- ・各保険者等の新規担当職員・新規嘱託職員
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域包括支援センターに所属する介護支援専門員
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）介護支援専門員であって介護保険法施行規則第 40 条第 5 項の要件を満たす者
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者（「要介護認定等の実施について」（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号、厚生労働省老健局長通知）に規定されるものに限る。）
- ・各保険者等担当職員

3 研修内容

●は動画教材視聴による学習項目

方式	動画教材の視聴、 e-ラーニングによる習熟度チェック
講師	—
内容	<p>（1）要介護認定の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「認定調査の基本的な考え方」（三重県医療保健部 長寿介護課）講義動画（1 時間 10 分） ● 「一次判定ソフトの役割と仕組み」解説動画（12 分） ● 「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画（20 分）

	<p>(2) 上記の動画視聴後、「e-ラーニングシステム」のうち、下記メニューを受講。</p> <p>① 事前アンケート ② 全国テスト ③ ●学習教材（動画教材）視聴 ④ 問題集（20問ずつ出題）</p> <p>※全国テストの得点によって取り組む問題数が異なりますのでご注意ください。</p> <p>【全国テスト75点以上の受講者】 （ア）「認定調査の基本的な考え方（1）（2）」 （イ）「能力で評価する調査項目（1）（2）」 （ウ）「介助の方法で評価する調査項目（1）（2）」 （エ）「有無で評価する調査項目（1）（2）」 （オ）ランダム問題集 （カ）初学者問題集</p> <p>【全国テスト75点未満の受講者】 上記（（ア）～（カ）） （キ）平成28年～令和6年度重点問題集</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 要介護認定適正化事務局公開動画教材による学習方法

各受講者は、パソコン又はスマートフォン等のタブレット端末により、三重県医療保健部長寿介護課がweb上で公開している動画のうち、上記3「(1) 要介護認定等に対する基本的な考え方」で指定された研修項目を視聴する。

【三重県インターネット放送局】 <https://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/v1003200005.htm>

5 要介護認定適正化事務局公開動画教材による学習方法

各受講者は、パソコン又はスマートフォン等のタブレット端末により、要介護認定適正化事務局がweb上で公開している動画のうち、上記3「(1) 要介護認定等に対する基本的な考え方」で指定された研修項目を視聴する。

【要介護認定適正化事業事務局】 <https://nintei.net/material/>

6 e-ラーニングによる学習方法

各受講希望者は、各自で発行したログインID・パスワードによりe-ラーニングシステムにログインし、指定されたメニューを受講する。

認定調査員研修了証発行申込書

No.	氏名	生年月日	職種又は職名	勤務先または所属	介護支援専門員登録No.	勤務先等の所在地(市町名のみ)	修了証発行	研修終了後の情報提供一覧への掲載	備考欄
例	苗字 名前	R7.1.1	介護福祉士	〇〇調査センター		津市	要	要	【備考】介護福祉士の実務経験5年以上。施行規則第113条の2第1号に規定されるもの。
1							要	要・不要	
2							要	要・不要	
3							要	要・不要	
4							要	要・不要	
5							要	要・不要	
6							要	要・不要	
7							要	要・不要	
8							要	要・不要	
9							要	要・不要	
10							要	要・不要	

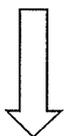
【留意事項】

- ・今回の研修会は、初めて認定調査員となる方を対象としています。すでに「認定調査員研修了者登録証」をお持ちの方は、対象外となります。(※eラーニングへの登録及びオンライン研修の受講は自由に可能ですが、メールアドレスが一回しか使えないためご注意ください。)
- ・修了者の「勤務先等の名称及び所在地」、「介護支援専門員資格の有無」、「申込市町名」を掲載した一覧表を、研修会終了後に各保険者等あて提供します。各保険者担当者等で一覧表への掲載が必要ない場合は「不要」と入力してください。
- ・列が足りない場合は、列を増やしてください。(シートは分けなくてください。)

事業所名 _____

管外の被保険者に関する訪問調査について

受託します



調査実施者名	調査担当可能な地域

* 名簿には事業所名しか掲載しません。